後見人が弁護士等に依頼する場合における 民事法律扶助制度の活用に関する検討

法務省大臣官房司法法制部

(第二期成年後見制度利用促進基本計画)

国は、被後見人等を当事者とする**民事裁判等手続**を処理した法律専門職が、被後見人等の資 力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、**法律専** 門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用 される方策を早期に検討する。 $[1 \cdot 2 \cdot (2) \cdot (3)]$

前提

- 法律専門職が後見人である場合
- ⇒ 代理援助の利用につき**検討課題**あり
- **法律専門職以外の者**が後見人である場合 ⇒ 代理援助の利用**可能**

法律専門職である後見人が弁護士等に依頼する場合に代理援助の利用を認めるべきか

法律専門職が後見人である場合においては、一般的には

- ▶ 他の弁護士等に依頼しなくても、**自ら**民事裁判等手続への対応が**可能**
- > 家庭裁判所も、民事裁判等手続を含めた法的問題への対応に期待して選任

検討等

課題①

- 他の弁護士等に依頼して代理援助を利用することの要否・当否
 - ⇒ 同一法律事務所内等における潜脱的な受任
 - ➤ 不誠実な後見人による不受任

不適切事案の存在

-定の利用制限[「]

法テラスにおける現在の運用

医療過誤等、特に専門性が高い分野に属する事件に限定して代理援助の利用可

不適切事案への対応の可否等を十分に踏まえつつ、

他の弁護士等に依頼する必要性が高く、 代理援助の利用を認めることが**相当**であると認められる事案 における代理援助利用の在り方について、法テラス等と協議・検討中

課題②

代理援助を利用しない場合(における後見人報酬)と代理援助を利用した場合(に おける代理援助報酬)の均衡

代理援助を利用した場合に**かえって本人の負担が増加しないような報酬の在り方** について、法テラス等と協議・検討中